一般社団法人氣質診断士協会　氣質診断士規約（20220706 改訂）

氣質診断士規約（以下「本規約」という）は、一般社団法人氣質診断士協会（以下「当協会」という）と、氣質診断士（以下「診断士」という）との関係に適応されます。

第一条（規約の成立及び適応）
１．当協会は、氣質診断士との間に本規約を定め、これにより当協会の運営　並びに氣質診断士検定及び講座の開講等を行うこととします。
２．氣質診断士は、１級氣質診断士検定合格後、登録フォーム上で本規約を確認後、登録をしたことで本規約を承認したものとします。
1.　本規約とは別に当協会が発表を行う諸規約についても、本規約の一部を構成するものとします。通知は、当協会のサイト上での掲示、電子メールや SNS での送信、文書の送付その他当協会が適当と判断する方法により通知されます。通知される事項については、いずれかの通知を行った時点から効力を生じるものとします。氣質診断士は、いずれかの方法による通知を自ら知る義務を負います。
第二条（規約の適応外）
1.　3 級、２級氣質診断士には本規約の全ては適応されません。3 級並びに２級氣質診断士に関する規約に対してのみ適応されるものとします。本規約を構成する協会の理念や活動には賛同し氣質診断士として氣質の普及を行うことを理想とします。
第三条（氣質診断士の登録、有効期限及び更新）
１．3 級氣質診断士に関して
3 級開講講師より講座を受講し、VITACE 氣質カードを用いた 3 級氣質診断士検定に合格した者。合格により認定カードが交付されます。更新の制度はありません。
２．２級氣質診断士に関して
認定講師より講座を受講し、２級氣質診断士検定試験に合格した者。初年度登録料¥1,200（消費税別途）を納付すれば認定カードが交付されます。更新の制度はありません。
３．１級氣質診断士に関して
１）当協会が定める２級氣質診断士資格を有するものが、認定講師より１級氣質診断士講座を受講後、検定試験に合格した者。万一不合格の場合は、再受験を受け合格した者とします。
２）3 級開講講座を受講すれば 3 級開講講師資格を得る事ができ、3 級講座を実施することができます。
３）月間登録料¥400（消費税別途）の自動課金を申し込み、その納付が必要となります。
４）有効期限については、定めはありません。更新は月単位で行われます。退会を希望する場合は、その旨を退会希望月の前々月末日までに退会届を出してください。申し出の受領をもって月間登録料の終了の手続きを当協会が行います。
４．退会の申し出について
退会を希望する者は自ら当協会サイトの「関係者ページ」の「退会フォーム」に入力し、当協会に送信することで退会の申し出を行わなければなりません。退会フォームの到着をもって受理されるものとします。退会後に改めて氣質診断士資格の取得を希望する場合は再受講と再受験が必要となります。
５．月間登録料について
１）月間登録料は、協会の運営に用いられます。１級氣質診断士として活動する者は、月間登録料の納付の義務を負います。
２）月間登録料は、当協会の定める WEB システムを用いたクレジットカードによる自動引き落としにより納付されます。この納付方法以外を希望するものは次に定める方法を利用することが可能ですが自ら申し出る必要があります。
月間登録料の年払い方法：￥4,800＋事務手数料￥1,500＝￥6,300（消費税別途）本協会の定める通信販売サイト（現時点においては BASE のシステム）にて支払うことができます。振込手数料は診断士の負担。年払いで支払われた月間登録料は、当該年途中の退会があった場合でも返金はされません。
第四条（氣質診断士の活動・診断について）
1.　1 級以上の氣質診断士が診断を有償で行う場合については必ず協会認定の診断書を用いてください。また診断の方法については、当協会の指導に基づいて行ってください。
２．診断料は一人に対し 30 分以上￥3,000 以上を基本とします。診断料の徴収は各診断士が行い、協会に納付の義務はありません。また各診断士が独自のアレンジを行う場合、またイベントなどで診断料を変更したい場合などは各自の裁量で診断料の取り決めを行うことを協会は妨げません。
３．診断書については１．を順守してください。
４．協会が主催するイベントに参加して氣質診断を行った場合や WEB 診断に回答した場合、その診断料に関わらず一人当たり（ここでは診断人数ではなく課金人数）¥500 が協会から支払われます。
第五条（認定講師について）
１．当協会は、２級、１級氣質診断士を養成する認定講師制度を設けています。
２．1 級氣質診断士のうち本人が希望し、また認定講師の推薦を得たものが認定講師養成講座を受講後、試験に合格した者が認定講師になることができます。

認定講師については、別途「認定講師規約」を定め、これに沿って活動を行う事とします
第六条　(3 級開講講師について)
１．当協会は 3 級氣質診断士を養成する 3 級開講講師制度を設けています。
２．1 級氣質診断士のうち、認定講師による 3 級開講講座を受講した者が 3 級開講講師になることが出来ます。
３．3 級氣質診断士講座には当協会が定める 3 級開講パックを使用しなければなりません。
４．3 級氣質診断士講座の受講費用は￥3,900 を当協会の定める推奨価格とします。受講料の徴収は各 3 級開講講師が行い、協会に納付の義務はありません。また各 3 級開講講師が受講料を変更したい場合は、各自の裁量で診断料の取り決めを行う事を協会は妨げません。
第七条　(風水ライフデザインスクール（FLS）専科の受講資格について)
１．VITACE グループに属する風水ライフデザインスクール（FLS）での専科コースの受講が可能です。FLS では、専科コースの受講資格を氣質診断士協会 1 級氣質診断士資格者も対象とすると定義しています。風水ライフデザインスクールでの講座受講には別途風水ライフデザインスクール月間登録料の納付が必要となるため受講の際は必ず確認を行ってください。協会所属氣質診断士は２つの団体の月間登録料の差額の納付という特別処置が取られています。
第八条　(氣質診断士の義務)
１．氣質診断士は当協会の目的及び趣旨に賛同したことを踏まえ、相互交流と自己研鑽を図り公共の福祉向上への貢献を目指す当協会の活動に積極的に参加する義務があります。
２．氣質診断士は当協会活動を通じて知り得た当協会固有の営業上、技術上及びノウハウの情報について方法の如何を問わず、本規約の目的以外に第三者への漏洩を固く禁じています。この秘密保持義務は、本規約の有効期間中並びに有効期間終了後も適応されることを予め了承することとします。また法人、個人情報についても第三者へ開示提供しないこととし、厳重かつ慎重に取り扱わなければなりません。（個人情報に関しては別紙参照）※氏名フルネーム＋生年月日は個人情報です。十分に注意してください。
３．毎月行われる定例会にも出来る限り参加し、情報を共有する義務も持っています。定例会に参加できない場合は、自ら情報収集に努めてください。定例会の議事録は当協会サイトに掲載しています。
４.当協会並びに氣質診断士の信用を著しく傷つけるような誹謗中傷行為、氣質診断士としてふさわしくない言動を行わないこと。また反社会的勢力との関係性は一切持たないこと。
第九条　(本規約に表示する価格について)
本規約に表示する価格には別途消費税が必要となります。実際の徴収価格については、本協会の定める通信販売サイト（現時点においては BASE のシステム）に表示されたものを優先します。月会費に関しては価格改定が行われた場合、速やかに移行手続きを行ってください。
第十条（資格の喪失)
１．死亡、失踪宣言、破産宣告を受けた時
２．当協会の解散
３．資格の要件を満たさなかった時
４．当協会が不適格と認めた場合
第十一条（規約の変更)
当協会は必要と判断される場合は理事会の決定を経て、本規約を変更することがあります。その場合は更新の日より一ヶ月前までに、氣質診断士に対して 本規約内容を変更する旨及び変更内容について当協会が定める方法により通知を行います。異議がある場合、氣質診断士は同通知の日より２週間以内に書面あるいは FAX を持って異議の申し立てを行うことができます。異議の申し立てのない場合は、変更後の規約内容について承認したものとみなされます。
第十二条（特約の成立)
本規約は、本規約条項と異なる特約を氣質診断士と協会が別途締結することを妨げないものとします。その場合特約事項は本規約に優先します。
第十三条（損害賠償)
氣質診断士が本規約に反し、またそれに類する行為によって当協会あるいは他の氣質診断士、お客様に損害を与えた場合は、当該氣質診断士はその損害を賠償しなければなりません。氣質診断士資格が喪失された場合も損害賠償責任は継続されます。
第十四条（免責事項)
当協会は、氣質診断士相互間、もしくはお客様あるいは第三者間で生じたいかなるトラブルに関しても、その責は負わないものとし、一切の損害賠償責任は負いません。
第十五条（紛争の裁定場所)
本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合は、氣質診断士と当協会間で誠意を持って協議の上解決に当たるものとします。万一、紛争が生じた場合は当協会の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とします。
第十六条（準拠法)
本規約に関して、日本国の法律に拘束されることに同意するものとします。
第十七条（適用日)
本規約は、 2022 年 7 月の理事会において審議、承認され、2022 年 7 月 21 日より適用します。